



弥富市いじめ防止基本方針

令和7年1月
弥富市教育委員会

目次

1 はじめに

- (1) いじめの定義
- (2) 基本的な認識

2 教育委員会の使命

- (1) 学校の取組への支援と取組状況の点検
- (2) 効果的な教員研修の実施
- (3) 組織体制・相談体制の充実
- (4) 家庭教育に対する支援

3 学校の使命

- (1) 実効性ある指導体制の確立
- (2) 適切な教育指導

4 いじめの未然防止のために

- (1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
- (2) 児童生徒の主体的な活動の推進
- (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意点

5 いじめの早期発見について

- (1) いじめを早期発見する手立て
- (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

6 いじめの解決に向けて

- (1) 正確な実態把握・情報収集
- (2) 対応の方針
- (3) いじめを受けた児童生徒への対応
- (4) いじめを受けた児童生徒の保護者への対応
- (5) いじめた児童生徒への対応
- (6) いじめた児童生徒の保護者への対応
- (7) 周囲の児童生徒への指導

7 インターネット上のいじめについて

- (1) ネット上のいじめを未然防止する指導
- (2) ネット上のいじめの対応

8 いじめ重大事態に対する平時からの備えについて

- (1) 学校における平時からの備え
- (2) 学校の設置者における平時からの備え

9 重大事態への対処について

- (1) 重大事態
- (2) 重大事態への対応
- (3) 調査結果の提供及び報告
- (4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

10 参考資料

- ・ 重大事態対応フロー図（学校用・設置者用）
- ・ [【通知】いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について](#)
- ・ [【別添2】いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）](#)

1 はじめに

(1) いじめの定義

児童生徒と一定の人間関係※1のある他の児童生徒が行う心理的・物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

＜平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法第2条 以下「法」とする＞

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。この際、いじめには多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

また、いじめの認知については、特定の教職員によることなく、法第22条の「いじめ不登校対策委員会」を活用し、組織的に判断することとする。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要である。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目しいじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) 基本的な認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識する。

- ・ 「弱いものをいじめることは人として許されない」という認識をもつこと。
- ・ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと、いじている側の子どもの生育背景にも十分に目を向けること、また傍観者の子どもへの指導も怠らないこと。
- ・ いじめ問題は、学校の姿勢や取組、教師の子どもへの指導の在り方を問われる問題であること。
- ・ いじめ問題には、「未然防止」・「早期発見」・「早期解決」を心がけること。
- ・ 学校・家庭・教育関係諸機関・地域社会等のそれぞれが役割を果たし、連携しあうことが肝要であること。

2 教育委員会の使命

(1) 学校の取組への支援と取組状況の点検

① 学校への支援

いじめ問題は、「未然防止」・「早期発見」・「早期解決」に向けて、各学校の実態に応じつつ、校内研修の講師や教育相談の専門家等を派遣するなど、各学校の取組を積極的に支援する必要がある。また、各学校における教育相談機能の充実に資するよう、**スクールカウンセラーの人員や配置時間数を確保し、スーパーバイザーの配置やスクールソーシャルワーカー、教育相談コンダクターの派遣・巡回等により、適切な支援を行う。**

教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知する。

② 学校における取組状況の点検及び指導・助言

いじめ問題の教育委員会等の通知などの資料がどのように活用されたか、その趣旨がどのように周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導・助言を行う。また、各学校のいじめ問題に関する校内研修や児童生徒に対する指導内容などについて点検し、必要な指導・助言を行う。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

③ いじめ問題解消等の支援

学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実態を迅速に把握するとともに、学校への支援や保護者等への対応を適切に行う。特に、困難ないじめの問題を抱える学校に対しては、指導主事等を派遣するなど、問題の解決と正常な教育活動の確保に向けた指導・助言に当たる

(2) 効果的な教員研修の実施

多くの教員がいじめ問題に関する実践的な研修を受けることができるよう配慮すると共に、管理職や生徒指導主事、養護教諭など、受講者の区分に応じた効果的なプログラムを用意する必要がある。また、初任者研修における学級経営や生徒指導・教育相談に関する研修を一層充実させていく。

研修内容・方法について、専門的知識を有する講師を招いたり、事例研究やカウンセリング演習を実施したりするなど、受講者が目的意識を持って実践的な知識・経験が得られるよう工夫することが必要である。

(3) 組織体制・相談体制の充実

① 組織体制

学校教育課だけでなく、児童課・福祉課・健康推進課等、広く関係する課においてもいじめの問題を自らの課題として取り組み、教育委員会が一丸となってこの問題に対する取組を進めていく必要がある。

② 弥富市いじめ問題対策連絡協議会の設置

<平成30年4月1日施行 弥富市いじめ問題対策連絡協議会条例 第2章 第2条-第8条>

市は、法第14条第1項に基づき、条例により「弥富市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図る。委員は、学校、教育委員会事務局、民生部児童課、海部児童・障害者相談センター、愛知県警察の関係者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

③ 弥富市いじめ問題専門委員会の設置

＜平成30年4月1日施行 弥富市いじめ問題対策連絡協議会条例 第3章 第9条―第15条＞

弥富市教育委員会は、法第14条第3項に基づき、「弥富市いじめ問題専門委員会」を設置する。教育委員会の諮問に応じ、法第1条に規定するいじめ防止等のための対策に関することや法第28条第1項に規定する重大事態に関することについて調査・審議し、答申し、又は意見を具申する。

委員は、学識経験者のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、委員5人以内で組織する。

④ 弥富市いじめ問題調査委員会の設置

＜平成30年4月1日施行 弥富市いじめ問題対策連絡協議会条例 第4章 第16条―第18条＞

弥富市教育委員会は、法第30条第2項の規定に基づき、「弥富市いじめ問題調査委員会」を設置し、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

⑤ 相談体制

- ・ 教育委員会は、教育相談体制の整備・充実を図る。面談による相談だけでなく、直通の電話による相談窓口を設けたり、ホームページ等で関係諸機関を紹介したりする。
- ・ 教育委員会は、弥富市適応指導教室を充実させ、問題を抱えている子どもへの支援に努める。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱える子どもを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を図ったりする。

(4) 家庭教育に対する支援

家庭教育を支援するため、様々な学習機会や情報の提供、相談体制の整備、ボランティア活動など親子の共同体験の機会の充実、父親の家庭教育への参加支援など家庭の教育の充実を図る施策を計画的に推進する。

3 学校の使命

(1) 実効性ある指導体制の確立

① 校長のリーダーシップ

各学校において、校長のリーダーシップの下で、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。また、密接な情報交換により共通認識を図り、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。

校長、教頭、生徒指導主事等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ指導・助言する。その対応状況等について、逐次報告を受け、その解決に至るまで適切にフォローする。

② 組織体制

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成されるいじめ・不登校対策委員会を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「企画会議」や「児童指導部会」「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求め、ことも効果的である。

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、他の業務に優先せしめて、かつ、即日、当該情報を速やかに、上記の会に対し、いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

③ 教育委員会との連携

各学校は、いじめが発生した場合、速やかに教育委員会に報告し、連携する。きめ細やかな状況把握を行い、教育委員会の指導助言を受けながら適切な対応に努める。

④ 校内研修の充実

各学校において、いじめ問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施する。

⑤ 学校いじめ防止基本方針

弥富市いじめ防止基本方針を参考にして、基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込んでおく。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、改善を図る。

(2) 適切な教育指導

① 全ての子どもへの指導

- ・ 全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識やいじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を子どもにもたせる。
- ・ いじめられる子どもやいじめを告げたことによりいじめられるおそれがあると考えている子どもを徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
- ・ いじめを受けている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩んだりせず、周囲の人に必ず相談するようにすることや自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないことを伝える。
- ・ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切に

する態度を育成し、生きることの素晴らしさや喜びについて体得させる。

- ・ 道徳教育の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- ・ 学級活動や児童生徒会活動などの場を活用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むようにする。

② いじめる児童生徒への指導・措置

- ・ いじめを行った子どもに対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ・ いじめを行う児童生徒に対しては、一定期間、校内においてほかの子どもと異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することができる。さらに、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童生徒を守るために、いじめられる児童生徒に対し出席停止の措置を講じることも必要である。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う子どもについては、警察との連携を図る。

4 いじめの未然防止のために

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育に関する教職員の指導力向上を図る。

(2) 児童生徒の主体的な活動の推進

学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する。また、その際、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意点

教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱

える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

<危機管理の心構え「さしすせそ」の確認>

- | | | |
|----------|-----------|--------|
| ㊦：最悪を考え | ㊧：慎重に | ㊨：すばやく |
| ㊩：誠意をもって | ㊪：組織的な対応を | |

5 いじめの早期発見について

(1) いじめを早期発見する手立て

① 日常の生活から

- ・ 登校後、授業中、休み時間、給食中、清掃中などで、気になる様子に目を配る。

② アンケート調査から

- ・ 学校独自に作成した「学校生活アンケート」を実施する。
- ・ 教育委員会が作成した「いじめアンケート」を実施する。

※ いじめの早期発見等を目的として、定期的実施しているアンケートの記録・調査用紙等は、原則として5年間保存する。(実施年度を含まない)

また、個別の重大事態の調査に係る記録（アンケート、個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等）についても、少なくとも5年間保存する。また、これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこととする。被害児童生徒・保護者からの保存年限を改めて設定することも考えられる。

③ 教育相談から

- ・ 定期的実施したり、アンケートをもとにしたりして随時実施する。
- ・ スクールカウンセラーと連携し、情報収集に努める。

④ いじめ問題に対応する年間予定の作成

- ・ 定期的に取り組むことで、個の変容を把握する。

⑤ 保護者や地域からの情報提供から

- ・ いじめ問題に対する学校の方針や取り組みを保護者や家庭に周知しておく。また、子どもの変化の様子を読み取れるよう「チェックポイント」用紙を配布する。
- ・ PTA、学校評議員、民生児童委員、スクールソーシャルワーカー等から情報収集する。

⑥ 学級内の人間関係を客観的に捉える

- ・ 学級集団分析尺度 Q-U テストを実施し、客観的な資料として活用する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ不登校対策委員会に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒

から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

(3) いじめの認知

いじめの認知に関しては、「自分よりも弱い者に対して一方的」「継続的」などの過去のいじめの定義によって判断したり、いじめの定義を限定的に解釈したりすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立っていじめを積極的に認知する。

6 いじめの解決に向けて

(1) 正確な実態把握・情報収集

- ・ プライバシーに配慮しながら、関係する児童生徒（被害者・加害者）、周囲の児童生徒、いじめのきっかけなどを聞き取り、記録をする
- ・ 個々に聞き取りをすることを原則とする。
(被害者→周囲の児童生徒→加害者の順が望ましい)
- ・ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

(2) 対応の方針

- ・ 指導のねらい・方法を明確にする。
- ・ 全職員の共通理解を図る。
- ・ 関係する児童生徒、保護者等と対応する教職員の役割分担の確認をする。
- ・ 教育委員会や教育関係諸機関と連携を図るようにする。

(3) いじめを受けた児童生徒への対応

① 受容・傾聴・共感の立場で

- ・ 「最後まで守ってくれる」という安心感を与え、必ず解決させるという強い意志を表す。
- ・ 仕返しなどの不安感を取り除き、支援の姿勢を示す。
- ・ 子どもの立場に立って理解し、信頼関係をつくり、精神的苦痛を共感的に理解する。
- ・ 悩みを自分だけで、抱え込ませず、必ず親、兄弟、教職員、友達、相談員など誰かに相談することの大切さを十分指導する。また、短絡的な行動をおこさないように、「命の大切さ」や「生きることの素晴らしさ」を教える。
- ・ 活躍の場や機会を多く設定し、自ら進んで取り組める中で認め励ます。

② 共に解決を考える

児童生徒の解決に向けての希望を受け入れる。



- 寄り添う気持ちで、共に解決方法を考える。
- ・ 友人関係に気を配り、授業以外の諸活動においても具体的な行動の取り方を相談する。
- ・ 教師全体が子どもの毎日の生活をしっかりと見守る。

③ 緊急避難としての対応

- ・ 本人及び保護者の同意により、緊急避難として別室での登校・保健室登校等、または一時欠席等の弾力的な対応を行う。

(4) いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

① 保護者の言い分を共感的に受け止める

- ・ 毅然とした態度でいじめ解決に取り組む姿勢で、事実関係を正確に知らせ、保護者の意向や考えを謙虚に聞く。
- ・ 一方で、加害者への一方的な非難にならないように気を配りながら、いじめ解決に向けての取組を理解してもらい、協力を得るようにする。
- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、その他のどんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。

② 学校の方針について理解を求める

- ・ 学校として徹底的に、子どもを守り、支援していくことを伝える。
- ・ いじめ解決に向けた具体的な手立てを提示し理解を求め、進捗状況を伝える。

③ 家庭との連携

- ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等をすべて保護者に伝える。
- ・ 学校での生活の様子を、家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面接や家庭訪問を行う等、継続的に保護者と連携を図る。
- ・ 場合により、緊急避難としての別室での登校や保健室登校等、または欠席等の弾力的な対応も相談していく考えを伝える。
- ・ 家庭においても児童生徒の様子に十分注意をしてもらい、小さな変化についても学校に連絡してもらうように協力を求める。
- ・ 保護者からも「命の大切さ」や「人生」について一緒に考える大切さを伝える。
- ・ 教育委員会は、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある

(5) いじめた児童生徒への対応

① 指導の基本

- ・ いじめは絶対許されない行為であるという認識に立って毅然とした指導で臨むが、いじめを行った背景にも留意しつつ指導に当たる。
- ・ 自分の行為を内省させ、これからの自分の言動を考えさせる。

② 事実の確認

- ・ いじめられた児童生徒の聞き取りをもとに、事実確認を行う。

③ 指導の留意点

- ・ いじめを許されない行為であると理解させ、自分が加害者であるということを感じさせる。
- ・ いじめに至った自分の心情等を振り返らせ、今後の言動について考えさせる。
- ・ 指導後も、心の成長となるような関わりを続けていく。

(6) いじめた児童生徒の保護者への対応

① 事実関係を正確に伝え、その場で事実確認をする。

- ・ 事実を経過と共に伝え、冷静に話を聞いて、いじめをしたという自覚があるか、また自分のほかに中心的な存在がいるか等を確認する。

② 学校の取組の説明

- ・ 学校としての今後の方針を説明し、理解・協力を得る。
- ・ いじめを与えた児童生徒に謝罪等について話し合う。
- ・ いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために出席停止等の必要な措置を講ずることもある。いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

③ 家庭における取組

- ・ いじめられる側の心情を十分に説明し、今後の人生や生き方などについて一緒に考えてもらう。
- ・ 保護者の謝罪などの言動が、何より児童生徒の言動を正すことになることを説明する。

(7) 周囲の児童生徒への指導

① 指導の基本

- ・ 直接関わらなくても、いじめは絶対許されない行為であるという認識に立って毅然とした指導で臨む。
- ・ いじめは、個人の問題だけでなく、学級や学年などの集団全体の問題として対応する。

② 事実確認

- ・ いじめのことを話すことは、人権と命を守る正当な行為であることを理解させる。
- ・ いじめのことを話すことで、自分が不利にならないことを理解させ、新たないじめにつながらないようにする。

③ 指導の留意点

- ・ 周りにいる者も、いじめている者への暗黙の是認となり、いじめられている者にとって、その行為を強化する働きをしていることを理解させる。
- ・ いじめられている者が、自分たちをどう見ていたかを考えさせ、これからどうすべきか考えさせる。
- ・ 学級活動や道徳の学習で、いじめられている者の心の苦しさを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの心の弱さに焦点を当てて指導することが大切である。

7 インターネット上のいじめについて

(1) ネット上のいじめを未然防止する指導

- ① 児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- ② インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを指導する。
- ③ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ④ 自画撮り被害に遭わないよう、ネット上の危険やリスクを指導する。

(2) ネット上のいじめの対応

① 内容の把握

- ・ 誹謗・中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認し、書き込みのあったサイトのURLを控えたり、書き込みをプリントアウトしたりして記録する。

② 削除依頼や相談

- ・ サイト管理者に削除依頼をする。

- ・ 掲示板等のプロバイダに削除依頼しても削除されない場合や、管理者への連絡先が不明な場合などは、プロバイダへ削除依頼を行う。
- ・ 事態が深刻な場合や判断に迷う場合は、警察の指導を仰ぐ。

8 いじめ重大事態に対する平時からの備えについて

(1) 学校における平時からの備え

- ・ 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から全ての教職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。
- ・ 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針 はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておくことが必要である。
- ・ 実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応することが求められる。学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明することも必要である
- ・ 学校がいじめへの対応で判断に迷う場合や、児童生徒・保護者が法第 23 条第 2 項に基づいた調査結果に納得していない場合等は、学校の設置者に相談することが必要である。そのため、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えておくことが必要である。
- ・ 重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における児童生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておくことが必要である。
- ・ 重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる。「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録が望ましい。日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、適切に管理することも重要である。
- ・ 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できることが望ましい。
- ・ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要である。

(2) 学校の設置者における平時からの備え

- ・ 学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速 に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくことが望ましい。

9 重大事態の対処について

(1) 重大事態 「いじめ防止対策推進法第28条第1項」

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

a 生命、心身又は財産に重大な被害

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

b 相当の期間学校を欠席

- ・ 年間30日程度の欠席があった場合

※ 重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。

※ 不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。

※ 児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生した物として報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

※ 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい

(2) 重大事態への対応

- ・ 学校又は教育委員会が重大事態であると判断したときには、調査を行うために、速やかにその下に組織を設け、密接に連携し、適切に役割分担を図りながら調査に当たる。教育委員会は、重大事態を市長へ報告する。

○ 学校が調査主体となる場合

学校が調査主体となる場合は、校内いじめ・不登校対策委員会を母体とし、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言する。

○ 教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が調査主体となる場合は、速やかにその下に「いじめ問題専門委員会」を招集し、これが調査に当たる。

《児童生徒への聴き取りについて》

* いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ 調査による事実関係の確認、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

* いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

※ 自殺の背景調査における留意事項

亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、遺族の気持ちに十分配慮しながら再発防止策を構ずることを目指して行う。報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

自殺予防 メディア関係者のための手引き
— メディア関係者のためのクイック・リファレンス —

- 努めて、社会に向けて自殺に関する啓発・教育を行う。
- 自殺を、センセーショナルに扱わない。当然の行為のように扱わない。あるいは問題解決法の一つであるかのように扱わない。
- 自殺の報道を目立つところに掲載したり、過剰に、そして繰り返して報道しない。
- 自殺既遂や未遂に用いられた手段を詳しく伝えない。
- 自殺既遂や未遂の生じた場所について、詳しい情報を伝えない。
- 見出しのつけかたには慎重を期する。
- 写真や映像を用いることにはかなりの慎重を期する。
- 著名な人の自殺を伝えるときには特に注意をする。
- 自殺で遺された人に対して、十分な配慮をする。
- どこに支援を求めることができるのかということについて、情報を提供する。
- メディア関係者自身も、自殺に関する話題から影響を受けることを知る。

WHO「自殺予防 メディア関係者のための手引き」（2008年改訂版日本語版）
訳 河西 千秋（横浜市立大学医学部精神医学教室）

- ・ 教育委員会は、いじめた児童生徒に対する出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ・ 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。ただし、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・ 調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- 上記(3)の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、調査の結果について第三者委員会による調査(以下「再調査」という。)を行う。
- 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。